

# 新たな地域医療構想の策定に係る協議の 進め方について (外来・在宅、介護連携分野)

2026年2月  
沖縄県保健医療介護部地域包括ケア推進課

# 地域包括ケア推進課のご紹介

- ◆ 高齢者福祉に関すること  
社会参加促進（かりゆし長寿大学校、ねんりんピック、新百歳慶祝等）
- ◆ 高齢社会対策の総合企画調整に関すること  
高齢者保健福祉計画（介護保険事業支援計画）の推進等

- ◆ 地域包括ケアシステムの深化に関すること  
介護保険法に基づく地域支援事業の実施に係る市町村支援
- ◆ 認知症施策の推進に関すること  
認知症の正しい理解の促進、認知症の保健医療体制整備等
- ◆ 高齢者の権利擁護に関すること  
高齢者虐待防止、成年後見制度利用促進等
- ◆ 在宅医療、介護連携に関すること  
在宅医療の体制整備、在宅医療・介護連携に係る市町村支援



# 地域包括ケアシステムの深化に関すること

## 「地域包括ケアシステム」の定義

「重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム

(厚生労働省地域包括ケアシステムHP)

第二条 この法律において「地域包括ケアシステム」とは、地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防(要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。)、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。

(地域における医療と介護の総合的な確保の促進に関する法律)

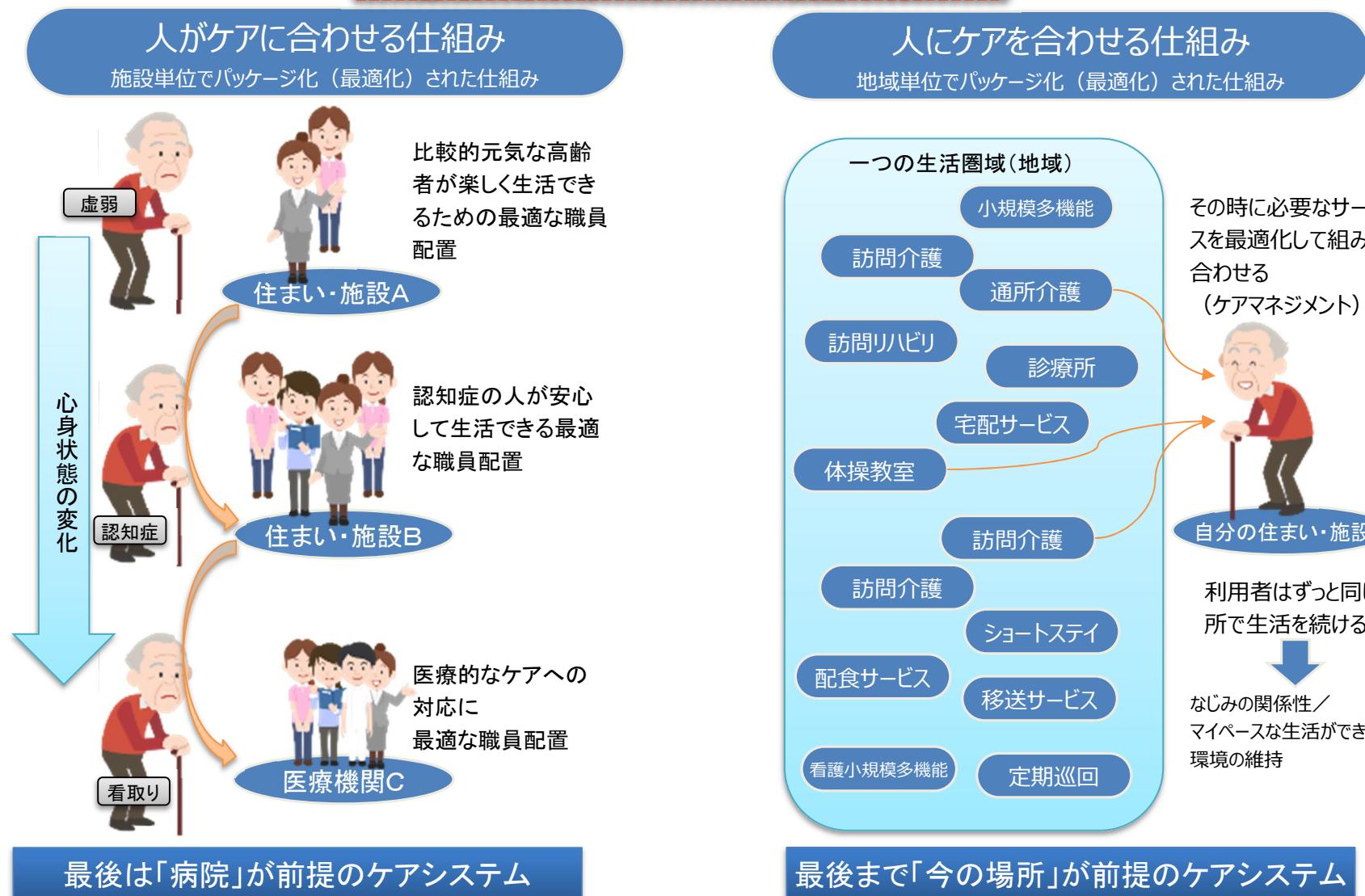
# 地域包括ケア

- この植木鉢図は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（住まい・医療・介護・予防・生活支援）が相互に関係しながら、一体的に提供される姿として図示したものです。
- 本人の選択が最も重視されるべきであり、本人・家族がどのように心構えを持つかという地域生活を継続する基礎を皿と捉え、生活の基盤となる「住まい」を植木鉢、その中に満たされた土を「介護予防・生活支援」、専門的なサービスである「医療・看護」「介護・リハビリテーション」「保健・福祉」を葉として描いています。
- 介護予防と生活支援は、地域の多様な主体によって支援され、養分をたっぷりと蓄えた土となり、葉として描かれた専門職が効果的に関わり、尊厳ある自分らしい暮らしの実現を支援しています。

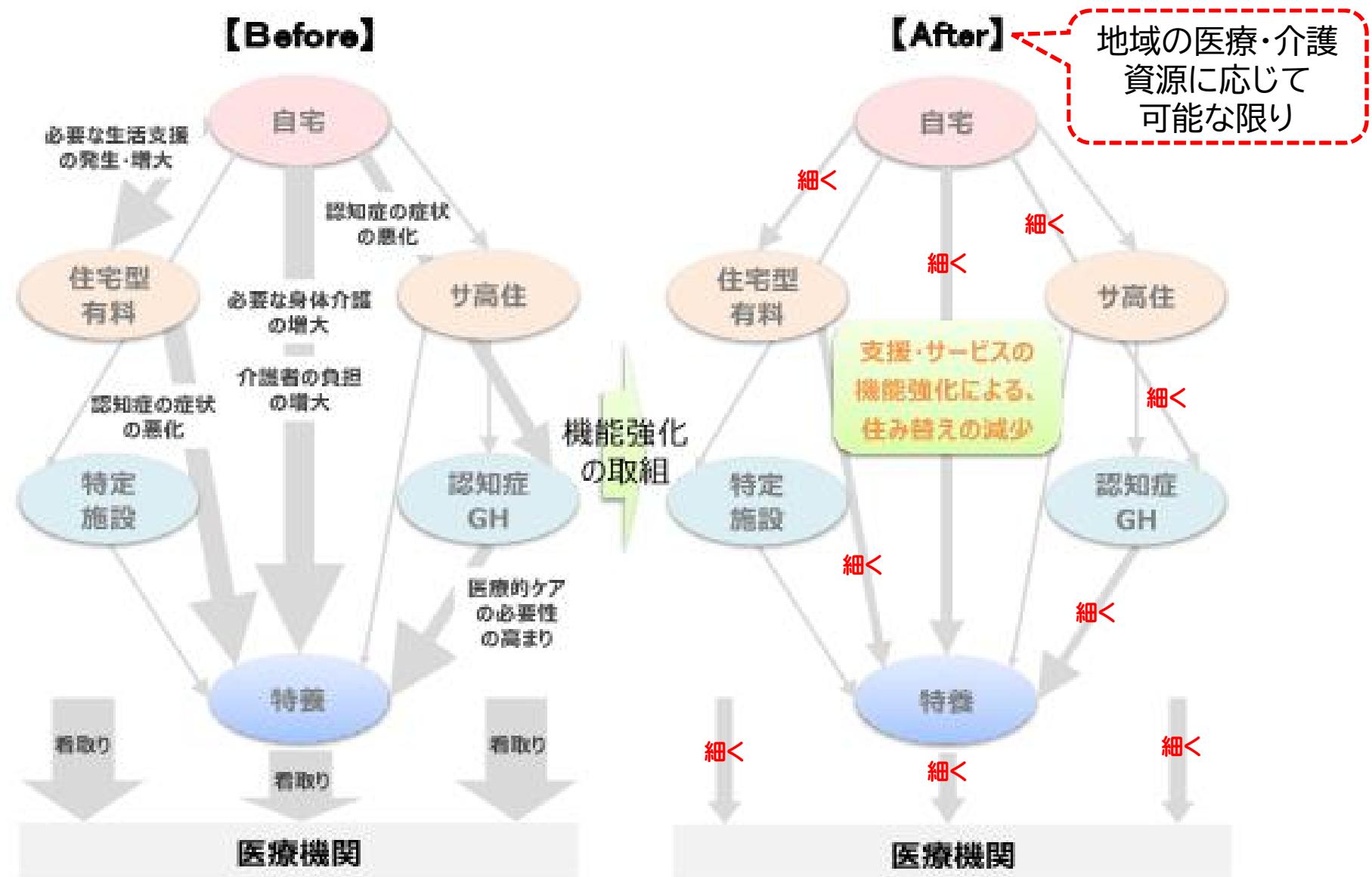


# 地域包括ケアシステムは「人にケアを合わせる仕組み」を目指すもの

地域の実情に応じて、可能な限り



# 「人にケアを合わせる」ことで「住まいを変える生活」を減らす



## 第10期計画策定にあたっての調査を市町村と県とで協力して実施中

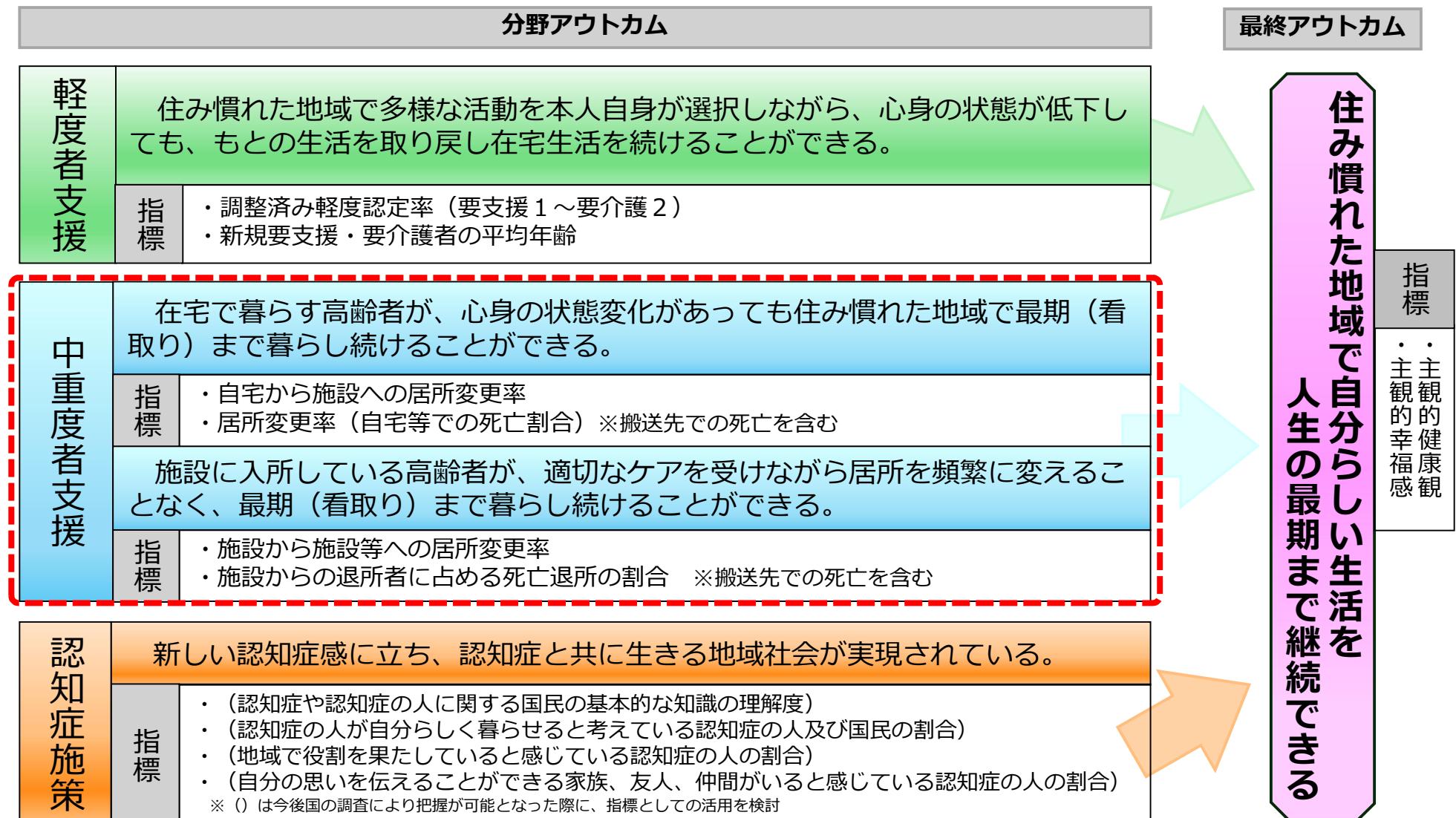
課題：調査結果を地域課題の抽出、施策立案に活用できていない、計画に結果を掲載したのみの市町村が多数  
県も市町村の調査の実施状況、調査結果を把握しておらず、地域ごとの課題を把握していないかった

改善：**市町村と調査項目（必須項目、オプション等）を協議し、県が実施可能な3調査については県が実施し  
集計結果を市町村に提供  
ロジックモデルの指標として活用するニーズ調査については県が市町村から調査結果の提供を受け地域  
分析を実施**

調査名	調査対象	調査目的・主な項目	沖縄県版地域包括ケア分野のロジックモデル（後述）の指標として活用	実施
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	自立、要支援1～2、事業対象者	効果的な介護予防政策の立案と効果評価	要介護リスク者（運動、栄養、口腔、認知機能）、社会参加率など	市町村
新・在宅生活改善調査	居宅ケアマネ（居宅の要支援・要介護高齢者）	居宅での生活を継続できるよう現状の課題を把握し必要な支援を検討する <b>※ 在宅生活の限界点を確認</b>	居所変更率、在宅での生活の維持が難しくなっている割合など	県
居所変更実態調査	介護施設等	住み慣れた場所で暮らし続けるために必要な機能等を検討する <b>※ 施設・居住系サービスの限界点を確認</b>	喀痰吸引に常時可能な施設数など	県
介護人材実態調査	介護事業所、介護施設等	介護従事者の状況を把握し人材確保に必要な施策を検討する		県

※沖縄県では在宅介護実態調査、在宅生活改善調査を統合した新・在宅生活改善調査を実施予定  
※一部市町村では従来の「在宅介護実態調査」、「在宅生活改善調査」を予定

# 地域包括ケアシステムの深化に向けた沖縄県版ロジックモデル



※ロジックモデルで示したアウトカムや指標については、沖縄県の現状や課題を踏まえ、優先するべき取組や効果的な施策を中心に組み立てているものであり、地域包括ケアシステムに関するすべての取組を網羅的に記載したものではないことにご留意ください。  
8

重点的に推進する分野の方向性をアウトカムとして設定

## 中重度者支援（在宅医療介護連携等）

個別施策の例		初期アウトカム		中間アウトカム		分野アウトカム		
地域の事業所等との対話の機会の創出（議論協議会等） 意見交換（聞き取り会）の実施		在宅生活を支える地域密着型3サービスが整備されている（基盤整備）  指標 地域密着型サービス（小多機、看多機、定期巡回等）の事業所数  在生生活を支える在宅療養支援診療所・病院が整備されている（基盤整備）  指標 在宅療養支援診療所・病院の数  指標 往診可能な診療所の数	在宅医療や地域密着型サービス（定期巡回・小多機・看多機）を利用しながら適切な医療介護連携のもとで在宅生活を継続できる  指標 地域密着型サービスの給付月額（被保険者一人当たり）  指標 訪問診療実施件数（※被保険者10,000人あたり）  指標 往診実施件数（※被保険者10,000人あたり）	在宅暮らし高齢者が、心身の状態変化があっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる。  指標 自宅から施設への周遊変更率  指標 高齢者死率（白石市での死亡の割合） ※郵送先での死亡を含む	【語彙の内側】 在生活改善調査【新】			
在宅医療介護連携推進事業と在宅医療に必要な連携を担う団体との連携								
住民→地域密着3サービスの利用による在生活の継続や#7119の回復、ACFの普及啓発等 専門職→医療側・介護側との相互理解を深める啓発活動								
関係者同士で会員登録時に必要な情報が何かを確認し、共通の情報ツール等により連携を強化する。								
専門職による技術的助言を受けた介護事業所数（介護事業所への助言は在宅医療） 医療受取実績を踏まえた医療ニーズの対応状況について確認ごとに細かくし、低い段階を強化する。 有料老人ホームにおける望ましいサービス提供のあり方に関する検討会の内容を踏まえ連携等検討 高齢者施設への出前講義の実施により、施設内の多くの職員へ虐待防止の研修が可能。								
施設の医療対応力・質の向上		■在住民や専門職が各行政区について理解し、必要なサービス等を選択することできる（住民や専門職の知識及び資格）  指標 共通のアンケート項目を設定し、各セミナーイベントや研修等において参加者の理解度を評価（国連標準医療質など認定）  本人や家族の不満が削減され、実際に日常生活に移行することができる。 (J-退院支援)  ■退院時に占めるもの医療所（入院後にいる医療所）に通院した人の割合（医療機関の協力が必要） 救急搬送時に専門医等で円滑な情報連携がなされる ※専門医...・救急医、看護師、看護師、助産師等  指標 関係者の評価（アンケート）により情報連携がうまくいっているかを評価  指標 #7119実施件数（消防本部、各自治体の統計調べより月報提供される） 多職種が一まとめでサービス提供するための連携体制を構築することにより、本人の虐待防止が進む（日常の衛生支援）  指標 生活支援体制整備（住民登録・医療連携推進事業）による始動の医療企業を含む多様な主体と連携した取組が行われ、介護専門職以外によるサービス活動（ABD）などが増える。  指標 介護専門職以外によるサービス・訪問A/B/Dの数（専門）	本人の状態に応じた日常的な物語支援が実現し、家族等介護者の負担が軽減される。在生活及び家族の担当が組織化されている。  指標 白石で生活する利用者のうち、生活の維持が難しくなっている割合  指標 白石で利害者のうち、家族等介護者の担当継続が難しくなっている割合	■施設の医療判断能力が向上し、医療ニーズに対応可能な施設が増え、利用者が適切なケアを受けながら安心して生活を続けることができる ■7項目以上の医療施設に常に対応可能な施設数　※訪問看護等との連携も含む  指標 施設からの歓迎者の救急搬送件数  指標 高齢者虐待発生件数	施設に連携に向けた ※施設等...・医療機関、看護師、助産師、施設住民等、施設外 指標 連携から施設への周遊変更率  指標 施設からの歓迎者の占める死亡・退所の割合 ※郵送先での死亡を含む	【特徴】		
		1 在宅生活を支える地域密着型3サービスが整備されている（基盤整備）  指標 地域密着型サービス（小多機、看多機、定期巡回等）の事業所数	1 在宅医療や地域密着型サービス（定期巡回・小多機・看多機）を利用しながら適切な医療介護連携のもとで在宅生活を継続できる  指標 地域密着型サービスの給付月額（被保険者一人当たり）	1 在宅暮らし高齢者が、心身の状態変化あっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる。  指標 自宅から施設への周遊変更率  指標 高齢者死率（白石市での死亡の割合） ※郵送先での死亡を含む		・在宅医療・介護連携が必要となる4場面（入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り）への対応に加え、 <b>地域資源の拡充</b> を位置づけ		
		2 在宅生活を支える在宅療養支援診療所・病院が整備されている（基盤整備）  指標 在宅療養支援診療所・病院の数	2 在宅医療や地域密着型サービス（定期巡回・小多機・看多機）を利用しながら適切な医療介護連携のもとで在宅生活を継続できる  指標 訪問診療実施件数（※被保険者10,000人あたり）	2 在宅暮らし高齢者が、心身の状態変化あっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる。  指標 自宅から施設への周遊変更率  指標 高齢者死率（白石市での死亡の割合） ※郵送先での死亡を含む		・在宅生活を支える <b>地域密着型サービス（小多機、看多機、定期巡回等）</b> の整備や、 <b>在宅生活を支える在宅療養支援診療所・病院の整備</b> をアウトカムとして設定し、高齢者の在宅限界点を引き上げる取組への市町村の積極的関与を促進		
		3 在宅療養支援診療所・病院が整備されている（基盤整備）  指標 往診可能な診療所の数	3 在宅医療や地域密着型サービス（定期巡回・小多機・看多機）を利用しながら適切な医療介護連携のもとで在宅生活を継続できる  指標 訪問診療実施件数（※被保険者10,000人あたり）	3 在宅暮らし高齢者が、心身の状態変化あっても住み慣れた地域で暮らし続けることができる。  指標 自宅から施設への周遊変更率  指標 高齢者死率（白石市での死亡の割合） ※郵送先での死亡を含む				
		4 在宅医療介護連携推進事業と在宅医療に必要な連携を担う団体との連携						

# 24時間対応在宅介護サービス(地域密着型サービス)の整備

## 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・日中・夜間を通じてサービスを受けることが可能
- ・訪問介護と訪問看護を一体的に受けることが可能
- ・定期的な訪問だけでなく、必要なときに随時サービスを受けることが可能

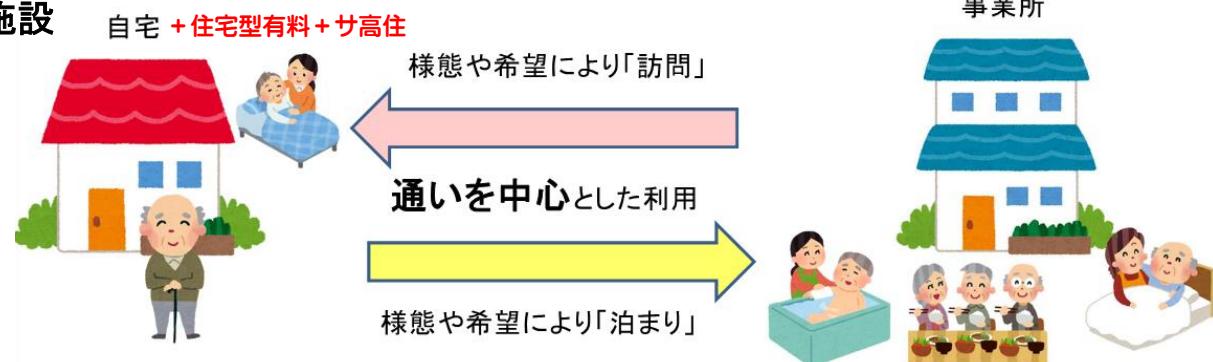
県内 3施設  
(R6.3)



## 小規模多機能型居宅介護

- ・利用者の選択に応じ、「通い」を中心として短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」の組合せが可能
- ・家庭的環境と地域住民との交流の下で支援や機能訓練を受けることが可能

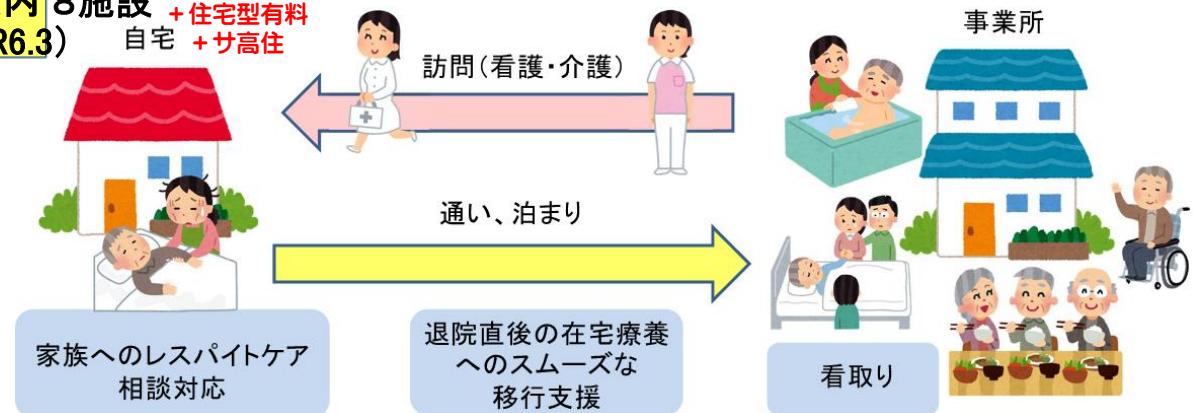
県内 57施設  
(R6.3)



## 看護小規模多機能型居宅介護

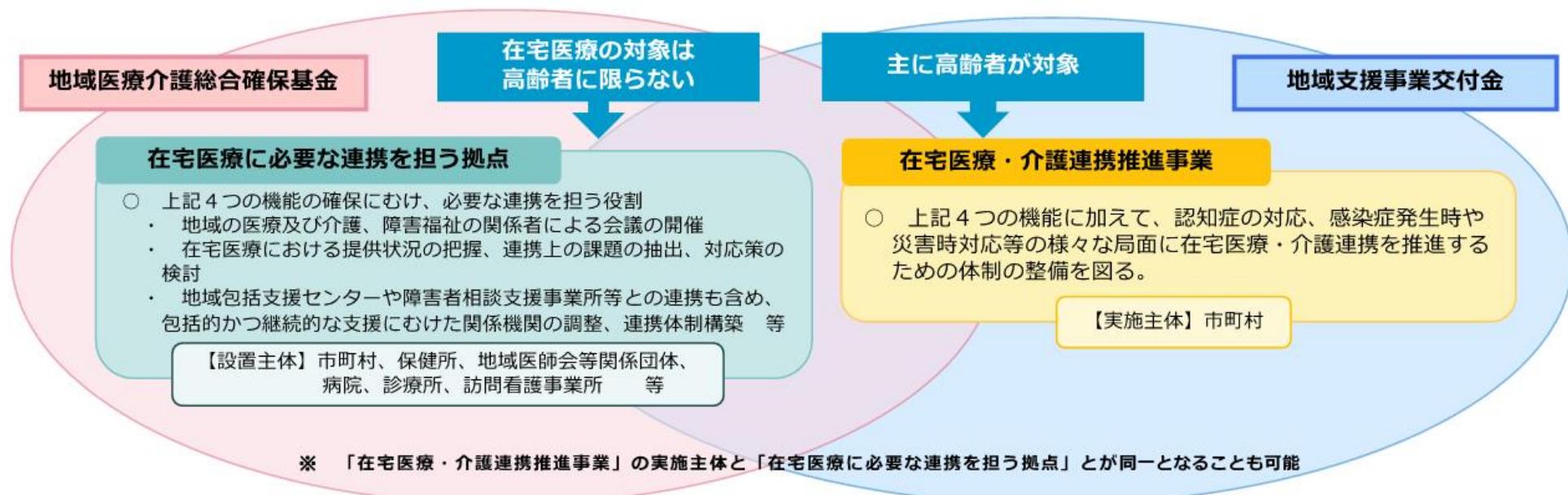
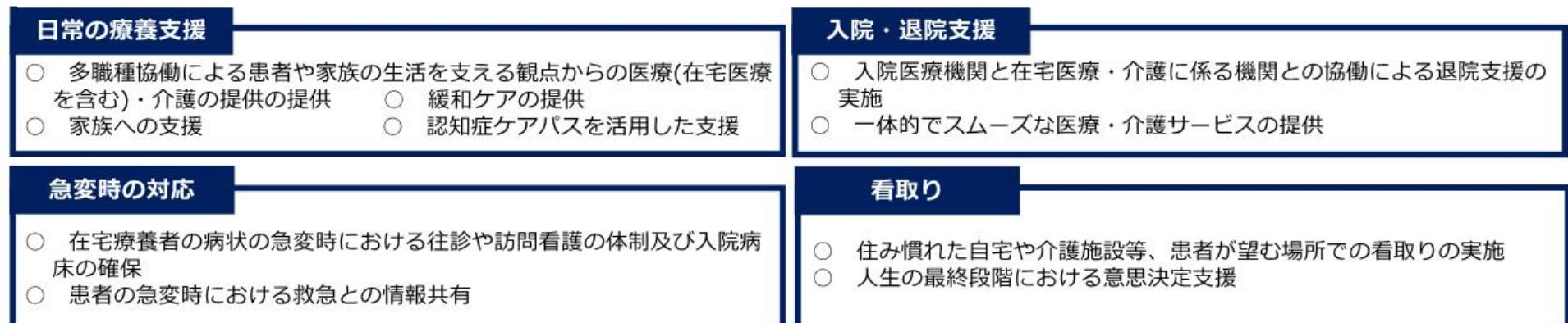
- ・利用者の選択に応じ、「通い」を中心として短期間の「宿泊」や自宅への「訪問」に加えて、看護師などによる「訪問(看護)」も組合わせることで、家庭的環境と地域住民との交流の下で介護と看護の一体化的なサービスを受けることが可能

県内 8施設  
(R6.3)  
自宅 + 住宅型有料 + サ高住



# 在宅医療の体制整備

- 第8次医療計画に向けた「在宅医療の体制構築に係る指針」において、在宅医療に必要な連携を担う拠点を医療計画に位置付ける際には「市町村が在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要である」と記載されている。

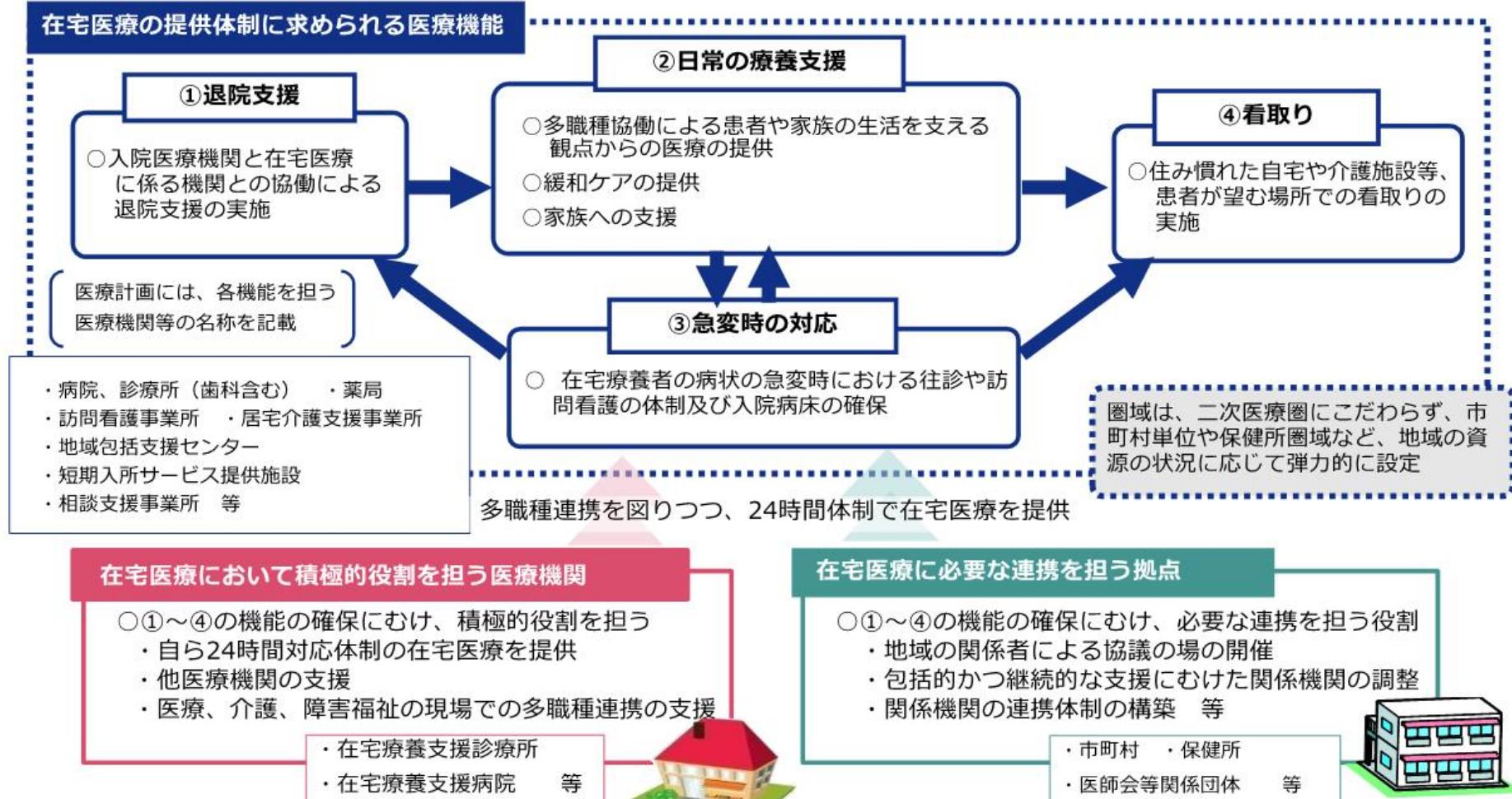


# 在宅医療、介護連携に関すること

# 在宅医療の体制について

○ 在宅医療の体制については、都道府県が策定する医療計画に、地域の実情を踏まえた課題や施策等を記載するものとされている。国は「在宅医療の体制構築に係る指針」を提示し、都道府県が確保すべき機能等を示している。

～ 「在宅医療の体制構築に係る指針」による在宅医療提供体制のイメージ～



【出典】「疾病・事業及び在宅医療に係る医療体制について」（令和5年3月31日医政局地域医療計画課長通知（令和5年6月29日一部改正））

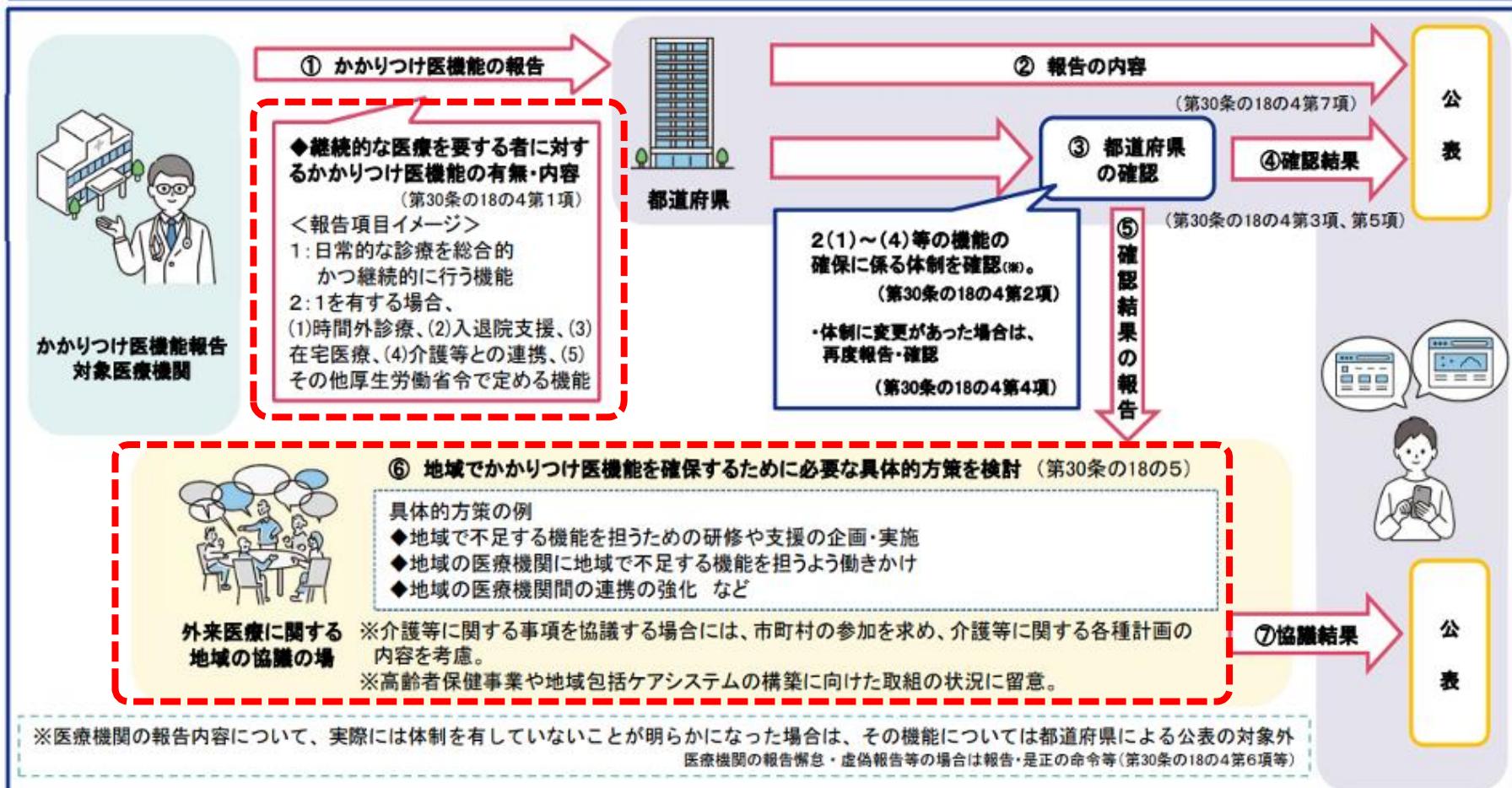
# 在宅医療の推進体制

第8次沖縄県医療計画における位置づけ	医療機関名(R7.11時点)
<p><b>在宅医療において積極的役割を担う医療機関</b> 退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取りに係る体制構築のため、各圏域において、多職種と協働し、積極的に在宅医療を提供する医療機関</p>	<p>【北部】やまだクリニック、今帰仁診療所、かじまやリゾートクリニック、おおにし医院、中央外科、やんばる協同クリニック</p> <p>【中部】海邦病院、北中城若松病院、宜野湾記念病院、翔南病院、北谷病院、なかがみ西病院、与勝病院、愛聖クリニック、いきがい在宅クリニック、玄米クリニック、こばし内科クリニック、すながわ内科クリニック、TOWN訪問診療所沖縄、ファミリークリニックきたなかぐすぐ、マリン住宅クリニック、ゆい往診クリニック、和花クリニック</p> <p>【南部】西崎病院、南部クリニック(那覇地区)かかずハートクリニック、きなクリニック、ゆずりは訪問診療所、ライフケアクリニック那覇、首里千樹の杜クリニック、曙クリニック、首里協同クリニック、はいさいクリニック、Kukuruキッズクリニック、シャロンクリニック(浦添地区)牧港中央病院、名嘉村クリニック、にぬふあぶし診療所</p> <p>【宮古】下地診療所、ドクターゴン診療所、ひさまつクリニック</p> <p>【八重山】ぬちぐすい診療所、とうもーる診療所</p>
<p><b>在宅医療に必要な連携を担う拠点</b> 各圏域において、在宅医療に必要な連携を推進する上で中心的役割を果たす機関</p>	北部地区医師会、中部地区医師会、南部地区医師会、那覇市医師会、浦添市医師会、宮古島市、石垣市、竹富町

# かかりつけ医機能報告制度

## かかりつけ医機能報告概要

- 慢性疾患有する高齢者等を地域で支えるために必要なかかりつけ医機能について、医療機関から都道府県知事に報告。
- 都道府県知事は、報告をした医療機関がかかりつけ医機能の確保に係る体制を有することを確認し、外来医療に関する地域の関係者との協議の場に報告するとともに、公表。
- 都道府県知事は、外来医療に関する地域の協議の場において、地域でかかりつけ医機能を確保するために必要な具体的方策を検討し、結果を取りまとめて公表。



# 新たな地域医療構想の方向性

## 医療提供体制の現状と目指すべき方向性

85歳以上の増加や人口減少がさらに進む2040年とその先を見据え、全ての地域・世代の患者が、適切に医療・介護を受けながら生活し、必要に応じて入院し、日常生活に戻ることができ、同時に、医療従事者も持続可能な働き方を確保できる医療提供体制を構築

- ・「治す医療」と「治し支える医療」を担う医療機関の役割分担を明確化し、地域完結型の医療・介護提供体制を構築
- ・外来・在宅、介護連携等も新たな地域医療構想の対象とする

## 新たな地域医療構想

### (1) 基本的な考え方

- ・2040年に向け、外来・在宅、介護との連携、人材確保等も含めたるべき医療提供体制の実現に資するよう策定・推進  
(将来のビジョン等、病床だけでなく医療機関機能に着目した機能分化・連携等)
- ・新たな構想は27年度から順次開始  
(25年度に国でガイドライン作成、26年度に都道府県で体制全体の方向性や必要病床数の推計等、28年度までに医療機関機能に着目した協議等)
- ・新たな構想を医療計画の上位概念に位置付け、医療計画は新たな構想に即して具体的な取組を進める

### (2) 病床機能・医療機関機能

#### ① 病床機能

- ・これまでの「回復期機能」について、その内容に「高齢者等の急性期患者への医療提供機能」を追加し、「包括期機能」として位置づけ

#### ② 医療機関機能報告（医療機関から都道府県への報告）

- ・構想区域ごと(高齢者救急・地域急性期機能、在宅医療等連携機能、急性期拠点機能、専門等機能)、広域な観点(医育及び広域診療機能)で確保すべき機能や今後の方向性等を報告

#### ③ 構想区域・協議の場

- ・必要に応じて広域な観点での区域や在宅医療等のより狭い区域で協議（議題に応じ関係者が参画し効率的・実効的に協議）

### (3) 地域医療介護総合確保基金

- ・医療機関機能に着目した取組の支援を追加

### (4) 都道府県知事の権限

- ① 医療機関機能の確保（実態に合わない報告見直しの求め）
- ② 基準病床数と必要病床数の整合性の確保等

- ・必要病床数を超えた増床等の場合は調整会議で認められた場合に許可
- ・既存病床数が基準病床数を上回る場合等には、地域の実情に応じて、必要な医療機関に調整会議の出席を求める

### (5) 国・都道府県・市町村の役割

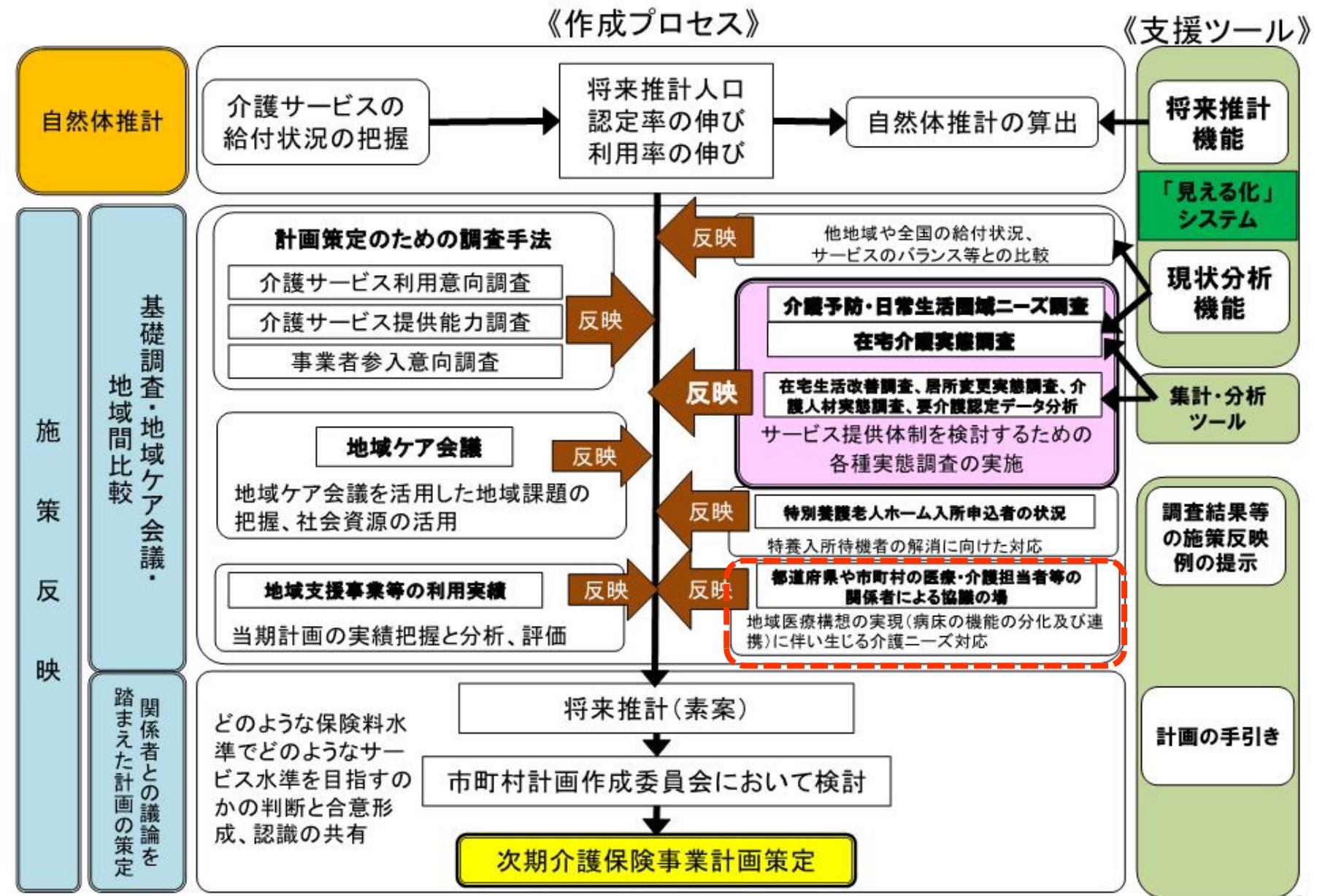
- ① 国(厚労大臣)の責務・支援を明確化（目指す方向性・データ等提供）
- ② 都道府県の取組の見える化、調整会議で調った事項の実施に努める

#### ③ 市町村の調整会議への参画、地域医療介護総合確保基金の活用

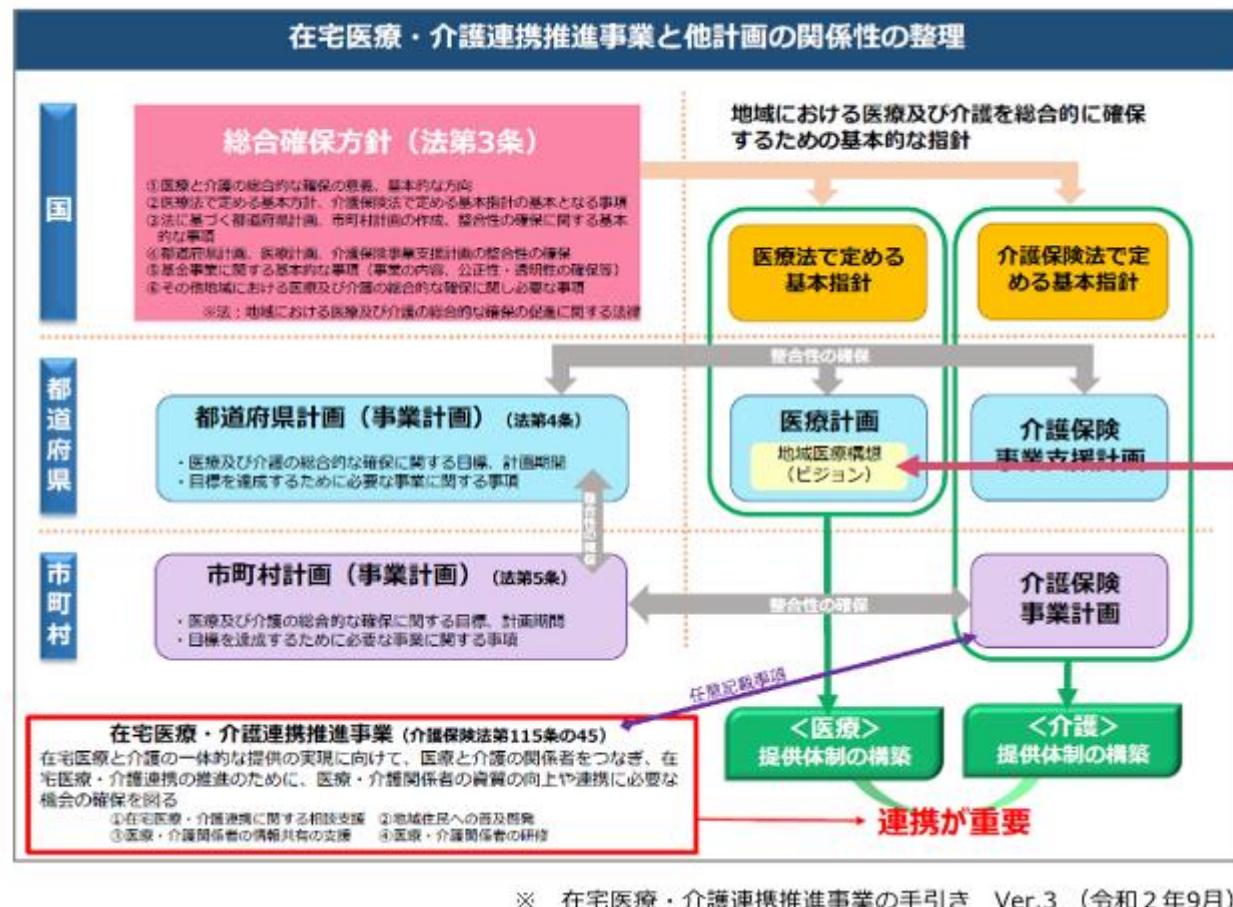
### (6) 新たな地域医療構想における精神医療の位置付け

- ・精神医療を新たな地域医療構想に位置付けることとする

# 第10期介護保険事業計画の作成プロセス



# 【参考】医療計画と介護保険事業(支援)計画の関係性



在宅医療に必要な連携を担う拠点

【設置主体】病院、診療所、訪問看護事業所、  
地域医師会等関係団体、保健所、市町村等

【求められる事項】

- ・地域の医療及び介護、障害福祉の関係者による会議を定期的に開催し、在宅医療における提供状況の把握、災害時対応を含む連携上の課題の抽出及びその対応策の検討等を実施すること
- ・地域包括ケアシステムを踏まえた在宅医療の提供体制を整備する観点から、地域の医療及び介護、障害福祉サービスについて、所在地や機能等を把握し、地域包括支援センターや障害者相談支援事業所等と連携しながら、退院時から看取りまでの医療や介護、障害福祉サービスにまたがる様々な支援を包括的かつ継続的に提供するよう、関係機関との調整を行うこと
- ・質の高い在宅医療をより効率的に提供するため、関係機関の連携による急変時の対応や24時間体制の構築や多職種による情報共有の促進を図ること
- ・在宅医療に係る医療及び介護、障害福祉関係者に必要な知識・技能に関する研修の実施や情報の共有を行うこと
- ・在宅医療に関する地域住民への普及啓発を実施すること  
(関係機関の例)
  - ・病院・診療所
  - ・薬局
  - ・訪問看護事業所
  - ・居宅介護支援事業所
  - ・訪問介護事業所
  - ・介護保険施設
  - ・その他の介護施設・事業所
  - ・地域包括支援センター
  - ・基幹相談支援センター・相談支援事業所
  - ・消防機関

出典:厚生労働省「在宅医療に必要な連携を担う拠点の整備・運用について」

## 各種協議の進め方について

---

- 在宅医療に必要な連携を担う拠点(以下「在宅医療連携拠点」という。)では、在宅医療・介護連携推進事業において実施する取組との連携を図ることが重要とされている。
- また、**在宅医療等の圏域**は、医療資源の整備状況や介護との連携の在り方が地域によって大きく変わることを勘案し、**従来の二次医療圏にこだわらず**、地域の医療及び介護資源等の実情に応じて、**より狭い区域を弾力的に設定する**ものとされている。
- そのため、**北部・中部・南部医療圏**においては、**在宅医療連携拠点(5つの地区医師会)**に新たな会議体を設置する予定であり、同様の趣旨・内容を協議することとなる「かかりつけ医機能報告制度における協議の場」、「新たな地域医療構想における外来・在宅、介護連携に関する調整の場」及び「**介護保険事業計画の作成に向けた県と市町村の医療・介護担当者等の協議の場**」としての活用も想定しているところである。
- 一方で、**宮古・八重山医療圏**については、令和7年10月に実施した在宅医療連携拠点の運用に向けた意見交換の結果を踏まえ、まずは**県と県医師会において議題を整理させていただき、市町村及び宮古・八重山地区医師会と調整のうえで会議の場を設置し、かかりつけ医機能報告、新たな地域医療構想に向けた外来・在宅、介護連携分野のデータ分析結果及び第10期介護保険事業計画の作成に向けた各種調査等の結果を基に、宮古・八重山圏域の状況や将来の見込みを整理して課題を共有し、地域において必要な在宅医療・介護連携の推進体制の充実等、必要な取組を県、市町村、医師会がコアメンバーとなって協議する方向で進めていきたい。**

**ご清聴ありがとうございました。**

